

[事案 2022-103] 高度障害保険金支払請求

・令和4年12月23日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始前発症を理由に高度障害保険金が支払われなかったこと等を不服として、高度障害保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

封入体筋炎と診断され、障害状態が悪化したため、平成22年4月に契約した終身保険（契約①）を転換して平成25年7月に契約した終身保険（契約②）にもとづき高度障害保険金を請求したが、責任開始期前発症を理由に支払われなかった。しかし、以下の理由により、高度障害保険金を支払ってほしい。

(1)契約①の告知書作成の際、告知書の質問1（最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療・投薬をうけましたか）に対して「はい」に丸を付けると、募集人から筋肉の質問項目がないから何も書かなくてよいと訂正印を押すように言われ、募集人が誘導するままに「いいえ」に訂正した。契約①の告知書は、募集人の不告知教唆によって作成されたものである。

<保険会社の主張>

申立人の身体障害状態の原因である「封入体筋炎」は、平成20年11月には確定診断されており、これは契約①および契約②の責任開始期前のものであり、責任開始期以後の傷害または疾病を原因としたものとはいえないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人母および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の主張は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。